

〔1〕登記事項証明書 【後見】

(後見開始と併せて成年後見人及び成年後見監督人が一人ずつ選任された後、成年後見人が住所の変更をし、成年後見監督人が辞任した場合)

登記事項証明書

後見

後見開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
 【事件の表示】平成23年(家)第××××号
 【裁判の確定日】平成24年1月7日
 【登記年月日】平成24年1月17日
 【登記番号】第2012-××××号

※ 成年被後見人がした法律行為は、取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為(民法9条)や婚姻(民法738条)などの身分行為は取消しの対象となりません。

成年被後見人

【氏名】後見一郎
 【生年月日】昭和20年12月29日
 【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
 【本籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

※ 成年後見人は成年被後見人の財産を管理し、財産上の法律行為について成年被後見人を代表します(民法859条1項)。

成年後見人

【氏名】後見太郎
 【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
 【選任の裁判確定日】平成24年1月7日
 【登記年月日】平成24年1月17日
 【従前の記録】
 【住所変更日】平成24年1月18日
 【登記年月日】平成24年1月19日
 【変更前住所】東京都千代田区九段南1丁目1番4号

また、成年被後見人がした法律行為を取り消し、または追認することができます(民法120条、122条)。

成年後見監督人であった者

【氏名】成年三郎
 【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番8号
 【選任の裁判確定日】平成24年1月7日
 【登記年月日】平成24年1月17日
 【辞任許可の裁判確定日】平成24年2月20日
 【登記年月日】平成24年2月23日

※ 成年後見人等が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときは「権限行使の定め目録」が添付されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成24年3月1日

東京法務局 登記官 法務太郎 印